

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（179）

2. 日 時：令和2年8月26日（水）16時00分～17時45分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、荒川安全審査官、石島技術参与

検査グループ専門検査部門

大和田原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他5名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その7）及び設工認（その8）について、資料1及び資料2に基づいて説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認等を行った。

①設工認（その7）について

- ・津波防護対策について、防護対策の全体をまとめた資料が添付されていないため、現況地盤レベル、津波防護壁の平面・断面形状等が理解しやすい図面等に修正する必要があることを伝え、原子力機構から了解した旨回答があった。
- ・津波防護壁に用いる止水材の検査について確認したところ、使用前事業者検査としては、止水材の配置に係る外観検査を行い、事業者の自主的な品質確認として、止水の機能検査を行うことを考えているとの回答があり、原子力規制庁から、検討し必要に応じ連絡する旨伝えた。

②設工認（その8）について

- ・耐震補強を行うに至った経緯、法令との関係、許容応力度評価がNGとなった部位と安全機能との関係等について、整理する必要があることを伝え、原子力機構から了解した旨回答があった。
- ・「既存部材の据付状態等により本図のとおりには工事できない場合、新設部材の

据付状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。」との記述について、同等以上の耐力の確保していることの判断は、使用前事業者検査時の対応となるのかについて確認したところ、図のとおり工事できない場合には原子力規制庁への確認後工事を行う旨の回答があった。

## 6. 配付資料

資料1 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その7）

【第1編 保管廃棄施設に係る津波防護対策】（案）

資料2 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その8）

【第1編 第3廃棄物処理棟の耐震補強】【第2編 減容処理棟の耐震補強】

【第3編 解体分別保管棟の耐震補強】（案）